

—介護福祉士を目指す方を応援！—  
介護福祉士実務者研修の受講資金（上限20万円）をお貸しします  
2年間のお勤めで全額免除あり！

### 対象となる方

秋田県内の実務者研修施設に在学する者で、卒業後に秋田県内の指定施設において返還免除対象業務（介護業務等）に従事する者。

### 期間

実務者研修施設に在学する期間

### 貸付額等

[1]貸付上限額20万円（1人あたり1回限り）

[2]貸付対象となる経費

- ・実務者研修の受講料
- ・教材費
- ・参考図書、学用品、交通費
- ・受験対策講座の受講料
- ・国家試験の受験手数料
- など…

### 返還免除条件等

- ・実務者研修施設を卒業した日から

1年以内に介護福祉士の登録を行い(猶予期間あり)

秋田県内において返還免除業務（介護業務等）に2年間、従事したとき

※実務者研修施設を卒業した日に介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合は「従事期間が3年に達した日」からとする。

1年以内に介護福祉士に登録しなかった場合や返還免除業務（介護業務等）に従事しなかった場合は貸付額の返還が必要です。ご注意ください！

### 利用方法

「実務者研修受講資金貸付申請書」に実務者研修施設からの「推薦状」を添えて、秋田県社会福祉協議会会長あてに提出して下さい。（申請書、推薦状の様式は人材センターにあります。）

○問い合わせ先

秋田県社会福祉協議会 秋田県福祉保健人材センター

〒010-0922 秋田市旭北栄町 1-5 秋田県社会福祉会館 5階

TEL018-864-2880

018-864-3161（介護人材マネージャー直通）